

事前照会に対する文書回答手続の一部改正について ～より使いやすく、文書回答制度を見直しました～

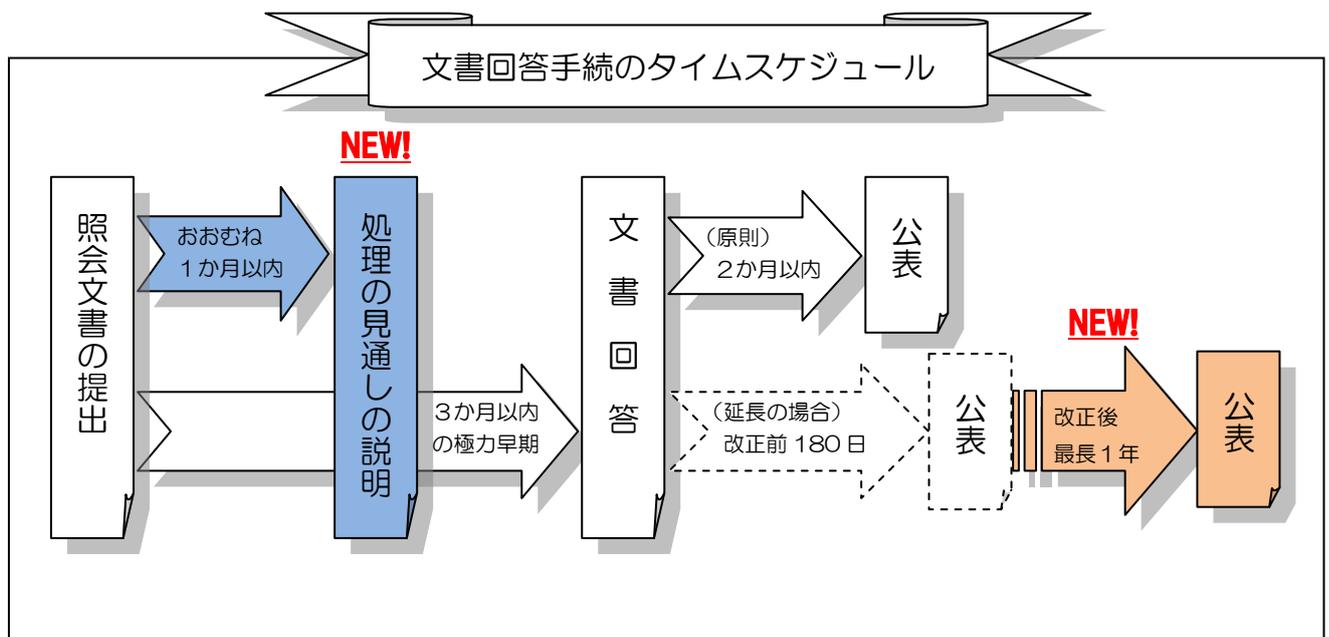
平成 23 年 4 月

事前照会に対する文書回答手続は、①納税者サービスの一環として、事前照会に対する回答を文書で行うとともに、②その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めることを目的として実施しています。

この文書回答手続について、納税者利便の一層の向上の観点から次の改正を行いました。

【改正点】

- 1 照会文書の提出からおおむね 1 月*以内に、①文書回答の可能性及び②処理の時期の見通し等を口頭で説明します。
※ 補足資料の提出等を求められた日から提出等をした日までの期間を除きます。
- 2 照会内容等の公表が、最長 1 年（改正前 180 日）まで延長可能となりました。



裏面に今回の一部改正についての Q&A を記載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁 この社会あなたの税がいきている

事前照会に対する文書回答手続の一部改正についてのQ&A

問1 なぜ、今回このような改正が行われたのですか。

答 改正前の文書回答制度について、①文書回答の可能性及び回答時期の見通しについて事前照会者に連絡する制度がない、②回答内容等の非公表期間について、最大180日間では経済上の秘密が保持できず、文書回答制度の活用を躊躇するとの意見があったことから、今回、見直しを行いました。

【ご参考】平成23年度税制改正大綱（抜粋）

第3章 平成23年度税制改正

1. 納税環境整備

(7) その他〔国税〕

事前照会に対する文書回答制度の見直し

事前照会に対する文書回答制度について、次の見直しを行います。

イ 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が受付窓口に到達した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、当該事前照会者に対し口頭で説明することとします。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該1月の期間に算入しないこととします。

ロ 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間を、最長1年以内（現行180日以内）に延長します。

（注）上記の改正は、平成23年4月1日以後に行われる事前照会について適用します。

問2 1か月の時点でどのようなことを説明してもらえるのですか。

答 文書回答の可能性及び処理の時期の見通しについてご説明します。

文書回答の可能性については、1か月の時点で、

まず、文書回答が可能か否か又は未だその判断ができない状態にあるかを説明し、

次に、（可能な場合）どのような回答となるのか、

（可能でない場合）なぜ文書回答できないか、

（可能か否か判断ができない場合）その理由等をご説明します。

また、処理の時期の見通しについては、できる限り「2か月後」といった具体的な時期の見通しをお示しするよう努めますが、1か月の時点で具体的な時期をお示しできない場合には、その理由を説明するとともに、どのようなことが確認できれば処理できるかなどその時点でお示しできるものについてご説明します。

問3 どのような場合に公表までの期間を延長してもらえるのですか。

答 例えば、照会に係る新たな金融商品の内容が販売前に公表されるとその金融商品の販売に支障が生じ得るといった場合など、照会に係る取引等の内容が一般に明らかになる前に文書回答を公表することによって、事前照会者に不利益等が生じるおそれがあると認められる場合には、公表までの期間を延長することができます（最長1年）。

文書回答手続の詳細は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事前照会に対する文書回答手続」をご覧ください。